

## 64.30

## 通常使用権の登録後に専用使用権が設定された後、通常使用権者が商標権を取得したことにより商標権者と通常使用権者が同一人となった場合の取扱い

通常使用権の登録後に専用使用権が設定された後、通常使用権者が商標権を取得したことにより商標権者と通常使用権者が同一人となった場合（使用権の範囲が重複している場合に限る。）には、通常使用権は消滅しないと解し、消滅の職権登録の対象にはならない。

（説明）

通常使用権を登録した商標権に対して専用使用権が設定された場合、商標法第31条第4項の規定に基づき通常使用権は消滅しない。また、通常使用権者が商標権者と同一人となった場合、商標登録令第7条第3号の「混同」に該当するため、職権により通常使用権の消滅の登録をする。

同号の「混同」については、相対立する二つの法律上の地位ないし資格が同一人に帰することと解される。また、混同により権利が消滅する趣旨は、通常、二つの地位は両立させる価値がないとされるからであり、二つの地位を両立させる価値がある場合には、混同による権利の消滅を生じさせるべきではないと考えられる<sup>注1</sup>。

したがって、通常使用権の登録後に専用使用権が設定され、通常使用権者が商標権を取得したため、商標権者と通常使用権者が同一人となるような事例においては、混同により通常使用権を抹消すると、商標権を取得する前の状態と比較して不利益になることから、通常使用権者の権利を消滅させるべきではない。

よって本文のとおり取り扱う。

なお、相対立する二つの地位ないし資格が同一人に帰するような事例において、消滅の登録を行わない事例は、本文の場合に限られるものではなく、個々の事案に応じて判断を行う。

（新規令和8・4）

---

注1 「特定の土地につき所有権と賃借権とが同一人に帰属するに至った場合であっても、その賃借権が対抗要件を具備したものであり、かつ、その対抗要件を具備した後に右土地に抵当権が設定されていたときは、民法一七九条一項但書の準用により、賃借権は消滅しないものと解すべきである」（最判昭和46年10月14日民集25巻7号933頁（建物収去土地明渡請求））。